

泉大津市手話言語条例(案)の概要に対するパブリックコメントの結果について(報告)

◇募集期間：令和4年11月28日(月)～令和4年12月27日(火)

◇募集方法：郵送、ファックス、電子メール又は障がい福祉課へ持参(また、市内公共施設等に意見書募集箱を設置)

◇提出人数：6人

◇意見件数：8件

◇意見概要及び市の考え方

	意見・提言の概要	市の考え方
1	<p>【手話が言語であるという認識について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話は日本語・英語・中国語等と同じ言語であり、ろう者にとって、それは生きていく行為のかけがえのない「ことば」そのものである。そして、手話を広げるということはろう者のみならず、その他の人達にとっても大事なことである。 手話という言語を必要としている市民がいる。この条例によって手話が広がり、ろう者が安心して生活できる泉大津になってほしい。 手話言語条例制定に向けての活動に嬉しく思っている。日本語に、沢山の方言があるように手話にも地域によって表現の違いがある。私たちは自分の地域の言葉を大事にしている。愛着があり、慣れ親しんだ言葉は今までの自分を形成してきたものの一つ。そしてそれは、手話も同じである。日本語、英語、韓国語、色々な言語があるがその中の一つが手話である。 <p>最近話題になった聴覚障がい者を主人公にしたドラマも「言葉」「伝えることの大切さ」をテーマにし</p>	<p>手話は、音声言語である日本語と同様に一つの言語であるという認識を示しています。手話は音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者にとって、知識や情報を蓄え、物事を考え、意思や感情を伝える意思疎通手段として、社会生活を営むための言語として大切に育かれてきました。</p> <p>条例(案)において手話を言語と認識し、ろう者と手話について理解を進め、手話を広めることにより、手話を使用しやすい環境をつくり、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的としています。</p>

	<p>ていた。人にとって他者との交流に必要な「言葉」は、ろう者にとっては「手話」である。</p>	
2	<p>【ろう者への理解について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害にあつて、ろう者に声を届けられない時、手話を分かっている人達はその場にいたら、命を助けられることもあると思う。言語条例を制定して終わりではなく、今後皆が理解し合い、ともに生きていくためにも、行政は、当事者に寄り添い住みやすい世の中を作してほしい。 ・「聴こえないこと」や「聴こえにくいこと」は目に見える障がいではないのでとても分かりにくい。どんな障がいであるのか、人として知っておく必要がある。知らないうちに自分勝手な思い込みや勘違いで、聞こえない人に対して失礼なことになっていたり、傷つけることになる場合がある。 	<p>手話を言語として生活を営むろう者の生活は、聴覚障がいが見えから見えられない障がいであることから、意思疎通やあらゆる場面での不自由さが市民に理解されにくいことが多くあります。そのため、手話言語の理解と広まりだけでなく、ろう者が生活や意思疎通で困っていることなどの理解も大切です。条例(案)では、手話だけでなく、ろう者への理解についても盛り込むこととしました。</p>
3	<p>【災害時や緊急時の情報共有について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料のアンケートからは、ろう者が困っているのは、災害時や緊急時の情報共有不足また、役所などの公共機関との意思疎通という意見が多い。これらは人権や健全者との共生という側面から見た時には緊急課題と思われるが、手話以前の問題として、ろう者に対する緊急時の情報共有手段などは整備されているか。 	<p>津波や地震発生時の避難指示など緊急情報について、市では、共有(伝達)手段の多重化を図っています。例えば、市ホームページやSNSの他、スマートフォンで使用可能な防災アプリでも情報をお伝えします。防災無線の放送内容をお伝えするこのアプリは、音声だけでなく、文字でも情報を配信するため、ろう者にもお使いいただけます。</p> <p>また、ろう者を含む障がい者や高齢者等で、自力での避難が難しい方については、避難行動要支援者名簿の作成を進め、自治会や民生委員など地域の避難支援者と共有することで、避難・誘導等の</p>

		<p>体制の確保に努めています。</p> <p>避難所についても、手話のできる人材の確保・養成や筆談用具の備蓄など、障がいのある人に配慮し、環境を改善してまいります。</p>
4	<p>【市職員の手話の取得について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条のなかに、役所自身が手話を学び、ろう者との意思疎通や緊急時の情報伝達が出来るようになることと言う内容も盛り込んで欲しい。 	<p>条例（案）第7条の施策の推進に掲げる「手話による情報取得に関すること」「手話による意思疎通の支援に関すること」では、市職員による手話等での合理的配慮も含んでおり、この条項に沿って、市職員が簡単な手話を使えるように引き続き研修を行ってまいります。</p>
5	<p>【手話以外の情報共有手段の用意について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう者に対して緊急時の情報共有が出来ないままと言うのは内容の重要性からして対応が緩慢であるので、それまでは手話以外の方法で、早期に改善できる別の手段を用意して欲しい。 	<p>条例（案）第7条の施策の推進に掲げる「手話による情報取得に関すること」「手話による意思疎通の支援に関すること」において、市職員の手話対応だけでなく、タブレット等を利用した遠隔手話通訳サービスの導入やホームページの充実等、ろう者が情報を取得し意思疎通ができる環境の整備を進めてまいります。</p>
6	<p>【子どもたちや若い人たちと手話について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの泉大津市を支えいく若い人たちが手話でコミュニケーションをとれるようになれば、聴こえる人も聞こえない人も伝えあうことができ、情報も共有できて安全な街につながると考える。 ・手話言語条例（案）第7条そして特に第8，9条の「手話を学ぶ機会の確保、教育の場での理解促進について規定」という部分に特に期待をしている。同じ日本語の中に「手話」があって、それは特別では 	<p>条例（案）第7条の施策の推進において、「手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関する施策」で具体的に上げられる例として、市内どこでも手話が使われる場面を市民が自然に目にする機会が増え、手話について理解を深め、自らも手話を使うことで手話が音声言語と同様に「あたりまえにある」言語として、広まっていくことがあります。</p> <p>条例（案）第8条「手話を学ぶ機会の確保」第9条「教育の場における理解の促進」を盛り込み、今後泉大津市の子ど</p>

	<p>なく、ろう者だけの言葉でもなく、誰が使ってもいい言葉なのだとして子供たちに知ってもらいたい。友達の中に外国人がいてたまたまその国の言葉が喋れる人がいた、友達の中にろう者がいてたまたま手話が話せる人がいた、どちらも同じことである。子供たちに、沢山の言葉が存在することを教えてほしい。そしてこれは、大人たちにも広まり、今より手話が身近なものになることを願う。</p>	<p>もたちや若い人たちが、市内で使われる手話を目にし、ろう者と手話への深い理解をもち、手話でコミュニケーションがとれるような機会をもてるよう進めてまいります。</p> <p>これらを通して、条例（案）の目的にある「手話を使用しやすい環境をつくる」ことにつながると考えています。</p>
7	<p>【条例の範囲について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう者だけではなく、視覚障がい者や発達障がい者、知的障がい者など言語だけでは情報取得やコミュニケーションが難しい当事者が他にも多くいる。手話言語のみならず、幅広い視点での情報保障やコミュニケーション手段の在り方を定めた条例。 	<p>本条例は、手話が固有の言語であることを認識し、手話への理解を進め、手話を広めることに関して基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話を使用しやすい環境をつくり、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とするものです。</p> <p>ろう者を含めた障がい者の情報取得やコミュニケーション支援については、今般、障害者差別解消法において、「合理的配慮の提供」が義務づけられていることや、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法において、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進」がかかげられるなどの法整備がされてきているところです。</p>
8	<p>【条例策定のための意見聴取について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例策定にあたり当事者ないし当 	<p>条例（案）の策定作業に当たっては、聴覚障がいのある当事者へのアンケート</p>

<p>事者団体の意見が反映されるよう、検討委員会の委員に入れて欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none">・手話言語条例（案）の制定に関して、泉大津市内の聴覚障がいのある方に、引き続きさまざまな意見やニーズを聴取してもらいたい。聴覚障がいのある方の中には、このような形でパブリックコメントや意見を募集しているという情報にアクセスをすること自体が難しい方もいるのではないか。障がいのある方からのアプローチを待つだけではなく、行政側からも積極的・自発的に聴覚障がいのある方にアプローチし、潜在的に様々なニーズを有する聴覚障がいのある方の意見を反映してもらいたい。	<p>ト調査およびヒアリング、関係団体のヒアリング、手話による意思疎通支援関係者等の懇話会を行い、当事者を含む関係者のご意見を幅広く反映しており、本パブリックコメントはその条例（案）の概要に対して広くご意見を募集したところです。</p>
--	--